

# 令和3年11月 遊佐町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日程 令和3年11月25日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
 報告事項2 解約について  
 報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知受理について  
 議第20号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について  
 議第21号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について  
 議第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について農用地利用配分計画案について

4. 出席委員 (16名中16名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (0名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会 11 月の定例会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名全員出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中、ご苦労様です。12 日山形県農業委員会大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症防止対策ということで、地元開催で参加者は 500 人以下ではありましたが、成功に終わってよかったと思います。また、参加されました委員の方々もお疲れさまでした。</p> <p>今回の農業委員会大会では要請書を作り国会へ送っているのですが、高齢化、担い手不足ということで近年要請書を送っていますが、送ったからと言って変わってきているとは言い難いものがあります。</p> <p>今年のように、仮渡金が 9,500 円となりますと、ご存じの通り来年度からまた生産調整が増えてきます。後継者を確保とか様々ありますが、これからは後継者に見合った、国が後押しするような大胆な補助金制度でもあればよいのかなと思います。</p> <p>10 年前になりますが、農業委員会で研修旅行として韓国に行ったことがあります。その時、韓国のパブリカについて研修しようということで行ってきて、その時のパブリカハウスは遊佐町役場庁舎程の大きさがあります。そのパブリカハウスについての予算はおよそ一億で、その 9 割を国が補助するということがありました。これからの地域を考えて後継者を国が後押しできるような施策があればなと思っています。要請書を国会に送りますが、国会議員の方にもこれからの農業のことを考えてもらいたいと思います。</p> <p>それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 2 番の三浦祐輝委員、3 番の荒生あや子委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>初めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 9 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は 1 ページからご覧ください。</p> <p>番号 38 計 6 筆、 8,072.00 m<sup>2</sup>  番号 39 計 3 筆、 6,277.00 m<sup>2</sup>  番号 40 計 7 筆、 6,054.00 m<sup>2</sup>  番号 41 計 16 筆、 39,507.00 m<sup>2</sup>  番号 42 計 3 筆、 1,655.00 m<sup>2</sup>  番号 43 計 5 筆、 3,623.00 m<sup>2</sup>  番号 44 計 5 筆、 11,962.00 m<sup>2</sup>  番号 45 計 2 筆、 7,191.00 m<sup>2</sup></p> <p>最後に  番号 46 計 2 筆、 190.91 m<sup>2</sup></p> <p>以上 9 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について、議第 22 号 (2) 利用権設定について、の番号 45 で、第三者へ利用権設定するため、使用貸借契約を解約するものです。なお、貸人は経営移譲年金を受給しておりますが、使用貸借契約は再設定済みのため、第三者が借人となった場合でも支給停止とはなりません。</p> <p>番号 6 計 2 筆、 14,498.00 m<sup>2</sup></p> <p>続きまして、報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号 24 5,274.00 m<sup>2</sup> 1 筆のみ  自作のため契約を解約するものです。</p> <p>番号 25 貸人、借人ともに同じ集落の方々です。  土地は、計 10 筆、 17,025.00 m<sup>2</sup></p> <p>借人の都合により解約するもので、この後、議第 22 号 (2) 番号 47 で第三者へ利用権設定を行います。そこでは今回解約する筆の内、一筆除かれております。理由は、この筆は一つの田を細かく割った一つになっており、実際は神社の所有で、集落の生産組合が管理しているという事情があるため、とのことでした。この筆以外については、その集落の方が借人となります。</p> <p>最後に、  番号 26 計 3 筆 12,390.00 m<sup>2</sup></p> <p>貸人世帯の自作とするため契約を解約するものです。議第 20 号番号 3 で、所有者の後継者に使用貸借権を設定します。</p> <p>報告事項の詳細説明については以上です</p>
議長	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等がありましたらよろし

	<p>くお願いします。</p> <p>(大谷 進一委員が挙手、議長が指名する。)</p>
12 番大谷進一委員	<p>確認させていただきます。報告事項1の46番の権利が発生した日が、T となっていますが、大正ということによろしいですか？</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>被相続人が亡くなったのが大正です。相当前の代の方だと思いますが、 今になってから相続登記を直したということで、かなり代をまたいだ登記 です。ただ被相続人が亡くなったのは大正時代と登記移動通知にも記載さ れていましたので、間違いはありません。</p>
議長	<p>他に(質問・意見)ありましたら、挙手願います。</p> <p>それでは、無いようですので報告事項を終了し、引き続き議事に移りま す。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので伊 原ひとみ委員長に報告をお願いいたします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>11月19日に、第2会議室で7名6名の委員が出席して、農地法、農業経 営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画 に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整の ため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第20号と第22号について、 特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議第20号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申 請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より詳細説明願います。</p> <p>(事務局員が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に 掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当し ないと考えます。</p> <p>どちらも同一人と再設定のため、現地調査は依頼しておりません。また どちらも親子間の契約となります。</p> <p>詳細について、個別に説明します。</p> <p>番号3 計3筆、12,390㎡。</p> <p>期間は4年1カ月です。</p> <p>これまでは別の集落の方が借人として耕作していましたが、所有者世帯 の自作に戻すということでその契約を解約し、今回所有者と後継者との間 に使用貸借契約を設定することとなりました。前借人に貸付する以前は今 回のような使用貸借契約が設定されておりましたので、同一人と再設定と なります。</p> <p>所有者は経営移譲年金受給者であるため、経営再開を疑われないよう使 用貸借契約を設定する必要があります。期間が年単位ではない理由は、所 有者が他に所有している農地に設定されている使用貸借契約の終期に合わ せたためです。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号4、471.00㎡、1筆のみ。</p> <p>借人は近隣都市に住んでいる方です。</p>

	<p>期間は 10 年です。  番号 3 と同様、貸人は農業者年金の経営移譲年金受給者です。  総会議案書に記載した経営面積は、他市町村分もあわせた面積となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑にはいります。ただ今の議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 20 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 21 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より詳細説明願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 2 ページから、補足説明資料は 3 ページからご覧ください。  番号 4 433.00 m<sup>2</sup>、一筆のみです。  申請理由は住宅新築のためです。</p> <p>申請地は、集落の南部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地であります。道路沿いにあり、住宅も連たんしていることから第 2 種農地と判断されます。貸人と借人は親子であり、現在居住している実家からも近く、既存集落に隣接する農地であることから住宅を新築するために申請したものです。資金も残高証明と住宅ローン事前審査の回答により確認して確実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、高橋正樹土地専門部会長、大谷進一副部会長、齋藤勝広委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>続きまして、  番号 5 4,201.00 m<sup>2</sup>のうち 384.00 m<sup>2</sup>です。  借人は遊佐町です。貸人は、所有者が 10 月に亡くなられたため相続人の連名による申請となります。</p> <p>申請理由は農業用パイプライン移設工事のための一時的転用です。</p> <p>申請地は、6 月総会で新小学校用地のため農振除外した土地です。新小学校の駐車場用地として使用するため、埋設されているパイプライン及び関連施設を移設しなければならず、2 月までの工事予定で一時的転用許可申請されたものです。資金も 9 月補正予算で議決されており確実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、高橋正樹土地専門部会長、大谷進一副部会長、小松正志部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、番号 11 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

11 番高橋正樹委員	<p>初めに4番について報告いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人とは親子の関係です。この土地は施設の南隣に位置しており、耕作はずっとしておらず、施設の駐車場として貸していたそうです。今後も畑として耕作する予定はないということでした。</p> <p>結婚を機に家を建てたいとのことでしたので何ら問題ないと見てきました。以上です。</p>
議長	次に、12番大谷進一副部長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	<p>報告いたします。高橋正樹部長からも丁寧な説明があり、私も何ら問題ないと思います。今現在、一部を除いてはきちんと草刈り等をして管理もされていきましたので、これからもこの辺の管理をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	次に1番齋藤勝広委員より、番号4について、現地調査の報告をお願いします。
1 番齋藤勝広委員	同じく何の問題もなく許可相当と思います。以上です。
議長	最後に11番高橋正樹土地専門部長より、番号5について、現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹委員	<p>5番について報告します。この土地は皆さんもご存じの通り今まで何回か出てきた小学校統合に伴っての新駐車場となる予定の田です。今現在はこの田の西側にパイプラインが埋設されております。駐車場になるとそのパイプラインの上を車が行き来することになるわけで、そのパイプラインを西側から東側に移設するということでした。</p> <p>この工事は土地改良区と相談しながらの作業となりますので、何ら問題はないと思います。最後に、これから段々と天候が悪くなるので、工事が遅れて春作業に影響を及ぼすようなことにならないように、大谷進一委員から一言いってもらって帰って来たところです。以上です。</p>
議長	次に、12番大谷進一副部長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	<p>報告します。ただ今、部長からも色々説明がありましたが、とにかく2月の末までに工事を終わらせたいということで、3月に入ると農作業が忙しくなるので、無事にそして2月末には工事を終わらせるということで許可しようと思います。</p>
議長	最後に5番小松正志委員より番号5についての報告をお願いします。
5 番小松正志委員	今、説明がありました通り、役場の係に念を押してきましたので、相当と思います。
議長	<p>ただ今の議案の事務局の説明と現地調査委員会の説明がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。議第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第21号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による</p>

	農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は10ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は2件、 (2) 利用権設定は新規設定が5件、再設定が4件 となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別に説明します。</p> <p>(1) 所有権移転について 番号16 6,684.00㎡、一筆のみ。 金額は総額600,000円の、売買による所有権移転です。 売買は譲渡人の希望によるものです。 譲受人は農事組合法人の構成員です。基盤強化法で売買の申請を行うには経営面積が足りないため、今回法人への貸付を同時に行う方法で申請となりました。</p> <p>(2) 番号52-1、52-2で法人へ利用権設定を行います。 現地調査は荒生委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いいたします。 続きまして、 番号17について説明します。 土地は、計3筆、208.78㎡。 総額100,000円の売買による所有権移転です。 売買は譲受人の希望によるものです。 譲受人は農事組合法人の構成員であり、過去に経営転換協力金の交付を受けている方であるため、協力金を返還しないためには所有権移転と同時に法人へ利用権設定する必要があります。</p> <p>(2) 番号53-1、53-2で利用権設定を行います。 現地調査は佐藤会長にお願いしておりましたので、このあと報告をお願いいたします。 所有権移転についての説明は以上です。 続きまして、 (2) 利用権設定について 番号45と46の期間はどちらも3年です。 番号45 計2筆、14,498.00㎡。 単価は9,000円です。新規に設定です。 貸人と借人は親戚で、これまで自作地として所有者側で耕作している田を引き受けることになったとのことでした。</p>

番号 46 は同一人と再設定です。  
番号 46 計 7 筆、11,634.00 m<sup>2</sup>。  
単価は 2,000 円です。

この件について、調整委員会において相場と比較して安価であるという意見がありました。今回同一人と再設定でしたが、前回の契約もこの単価で契約しておりました。実際は金銭によるやりとりではなく、金額にもとづいて米でやりとりをされているようですので申し添えます。

続きまして、番号 47 は新規に設定です。

これまでは他の借人が耕作していましたが、体調面から耕作が難しくなったため、所有者より借人のあっせん希望を事務局で受付しました。その後、大谷進一委員より候補者に声をかけていただき、今回の借人が借りるということで話がまとまったものです。貸人、借人ともに同じ集落の方々です。

土地は、計 9 筆、16,906.00 m<sup>2</sup>。  
単価は 15,000 円です。期間は 5 年です。

続きまして、番号 48 1,303 m<sup>2</sup>、一筆のみ。

期間は 3 年で、単価は 15,000 円です。同一人と再設定です。

続きまして、番号 49 は、新規に設定です。

これまでは相対で、前借人が耕作していましたが、今後耕作することが難しくなったということで、今回新しく借人が引き受けることになったそうです。

今回の借人はこの土地のほかにも、貸人が管理していた田を引き受ける予定となっております。貸人の世帯の田は中間管理権が設定されており、過去に貸人が経営転換協力金の交付を受けているため、中間管理事業の仮受者変更で今後手続きを予定しております。

今回の件について内容を説明します。

貸人、借人とも同じ集落にお住いの方々です。

土地は、計 2 筆、1,758.00 m<sup>2</sup>。

単価は 15,000 円です。期間は 4 年 3 カ月です。

借人は所有者の所有する他の田についても賃貸借契約を結んでおり、その終期が令和 8 年 2 月 28 日であるため、それに合わせた終期を設定したものです。

続きまして、番号 50 と 51 について説明します。同一人と再設定です。

番号 50、計 14 筆、10,104.00 m<sup>2</sup>。

単価は場所により 17,000 円と 14,000 円が設定されております。

期間は 4 年です。

番号 51 計 4 筆、11,661.00 m<sup>2</sup>。

単価は 17,000 円、期間は 10 年です。

最後に、番号 52-1、52-2、53-1、53-2 について説明します。

どちらも農地中間管理機構を介した契約です。なお、今年度より農地中間管理事業については一括方式を採用しております。これまでは貸人と農地中間管理機構との契約を「集積」としてこの議事に記載し、農地中間管理機構と借人との契約を「配分」として別の議事に記載しておりましたが、今後は今回のように、どちらもこの議事に記載する一括方式となりますので、お知らせします。

	<p>それでは個別の案件について説明します。</p> <p>どちらも期間は10年で、新規に設定となります。</p> <p>先ほど(1)所有権移転について、で説明した件に関連するものです。</p> <p>内容の詳細は先ほど説明したとおりですので、省略します。</p> <p>番号52-1、52-2 6,684.00㎡、一筆のみ。</p> <p>単価は11,000円です。</p> <p>番号53-1、53-2 計3筆、208.78㎡。</p> <p>単価は17,000円です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転についての番号16について、3番荒生あや子委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
3番荒生あや子委員	<p>報告いたします。11月14日に譲受人に話を聞きに行ってきました。</p> <p>譲受人と譲渡人は以前同じ集落にお住いでした。譲渡人は現在、配偶者と県外に住んでいますが、何年か前に譲渡人の父親が亡くなり、後継者もおらず、3～4年前からこの土地をどのようにするかと大変悩んでいたそうです。譲受人は以前、大豆を植えていた譲渡人の土地を一か所買ったことがあり、それがきっかけで今回、譲渡人が譲受人にもう一か所買って欲しくないかと相談をしたところ、譲受人は畜産農家でちょうど牧草地を増やしたいと思っていたこともあり譲受人が譲渡人の申し入れを受けたという形で売買をしました。</p> <p>その現地は十何年も前から他の借人が大豆を植えていまして、とても田にするような状況のものではないとのことですが、荒らしているわけでもありませんし、大豆を植えているので、牧草地にするには丁度いい場所だと譲渡人の申し出を譲受人が承諾したそうです。</p> <p>ですので、この案件は利用目的としても別に何ら問題無いということで譲受人と話してきました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転についての番号17について、私から説明いたします。</p>
16番佐藤充会長	<p>先程事務局から説明がありましたが、審査基準書の11ページの下の方にあります。譲受人はあの辺高速道路にあたりましてお金には困っていないのですが、頼まれて、このくらいならいいだろうということで譲受人本人も農家しておりますので、これについては問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>それでは始めに(2)利用権設定について、の番号53-1、53-2について審議いたします。</p> <p>この件については、私に関することですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議長を伊原委員と交代)</p>
議長 (伊原ひとみ会長代理)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、佐藤会長は一時退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(佐藤 充会長 一時退席)</p> <p>(2)番号53-1、53-2について審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第22号の(2)番号53-1、53-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p> <p>(佐藤 充会長 着席)</p>
議長	<p>それでは、(2) 番号 53-1、53-2 以外の案件を審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(大谷進一委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
12 番大谷進一委員	<p>利用権設定の 47 番について補足説明いたします。</p> <p>賃貸人から借借人への貸し借りということですが、借り手の斡旋希望ということで事務局から連絡がありました。私の考えでは、賃貸人と同じ集落の方に借りてもらったらいいかと思います、事務局から出してもらったところ規模拡大の希望を出している方が近くに 2 人いました。一応確認しましたが、借借人が借りてもいいということで借りてもらうことになりました。余談ですが、賃貸人と借借人は同じ集落にお住まいで、家も近く同級生だということで、知った仲だということで何ら問題ないということで、ご報告しておきます。</p>
議長	<p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の (2) 番号 53-1、53-2 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>これで予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようなので、これで 11 月の定例会を閉会します。</p>